

改正民法に基づく契約書改訂の要諦

～ 自社での最終チェックは順調ですか？
改正民法を踏まえて契約書改訂を検討するには慎重な検討が必要です！ ～

【開催要領】 ※講師とご同業の方のご参加はお断りする場合がございます。※最少催行人数に満たない場合、開催中止とさせて頂く場合がございます。

日時▶ 2019年 12月 18日(水) 13:30～16:30

会場▶ 企業研究会セミナールーム(東京・麹町)

＜講師＞ 東京霞ヶ関法律事務所 パートナー 弁護士 遠藤 元一 氏

【講師ご略歴】東京霞ヶ関法律事務所パートナー弁護士(第二東京弁護士会) 立教大学法科大学院 講師〔商取引と法〕上智大学法科大学院 講師〔会社法と実務〕〔民法と要件事実〕第二東京弁護士会住宅紛争処理センター専門委員(社)GBL(グローバルビジネスロー)研究所 理事 日本内部統制研究学会 理事IPO中のベンチャー企業の社外監査役、監査等委員である取締役【専門分野】企業法務全般をてがけるが、特に倒産法、著作権・不正競争防止法、コーポレートガバナンス・内部統制・コンプライアンス関連、危機管理対応、労働法(使用者側)、建築関連訴訟、ソフトウェア訴訟関連等【主な著作物】『循環取引と実務対応』(民事法研究会、2012)『会計不正 平時における監査役への対応』(竹村純也会計士との共著、2015)『債権法改正 契約条項見直しの着眼点』(中央経済社、2018)論文として、『監査における不正リスク対応基準』が取締役に及ぼし得る影響(上)(下)商事法務2023、2024号、「英国コーポレートガバナンス・コードと2016年改訂」国際商事法務45巻3号など。

【申込方法】 当会ホームページ(https://www.bri.or.jp)からお申し込み下さい。

企業研究会Q 検索

■受講料: 1名(税込・資料代含) ※申込書をFAXでご送信いただく際は、ご使用のFAX機の使用方法(0発信の有無など)をご確認の上、FAX番号をお間違えないようご注意ください。

正会員	35,200円(本体価格 32,000円)	一般	38,500円(本体価格 35,000円)
-----	-----------------------	----	-----------------------

191755-0302 (※) 改正民法に基づく契約書改訂の要諦

ふりがな 会社名			
住所			
TEL	FAX		
ふりがな ご氏名	所 属 職		
E-mail			

※申込書にご記入頂いた個人情報は、本研究学会に関する確認・連絡および当会主催事業のご案内をお送りする際に利用させて頂きます。

■申込・参加要領 : 当会ホームページからお申込みください。FAX、または下記担当宛E-mailからもお申込み頂けます。

後日(開催日1週間～10日前までに)受講票・請求書をお送り致します。

※よくあるご質問(FAQ)は当会HPにてご確認いただけます。(公開セミナー・会員研究会)→[よくあるご質問]

※お申し込み後のキャンセルはお受け致しかねますので、ご都合が悪くなった場合、代理出席をお願いします。

■お申込・お問合わせ先: 企業研究会 セミナー事業グループ 担当/民秋 E-mail:tamiaki@bri.or.jp

TEL: 03-5215-3514 FAX: 03-5215-0951 〒102-0083 東京都千代田区麹町5-7-2 MFPR 麹町ビル2F【DM変更連絡】03-5215-3512

・プログラム・

【開催にあたって】改正民法(債権法)が適用される2020年4月1日まで残すところ、あと数か月です。自社での最終チェックは順調ですか?改正民法を踏まえて契約書改訂を検討するには相当な期間をかけて慎重な検討が必要です。本セミナーでは、実際に使われている契約書をどのように改訂したらよいかを、代表的な条項を使ってわかりやすく解説していきます。

- 改正民法の現状
- 改正民法を踏まえて契約条項を改訂する際の基本的な視点
 - 改訂の要否・範囲は契約条項の現行民法の依存度に応じて決まる
 - 基本的ルールに変更がある場合、どの場合に契約条項に反映させるか
- 売買取引基本契約書の代表的な契約条項の改訂
 - 目的条項
 - 目的物の引渡し等に関する条項
 - 解除条項
 - 期限の利益喪失条項
 - 瑕疵担保条項
 - 危険負担条項
 - 不可抗力条項
 - 損害賠償条項
- 業務委託契約書の代表的な契約条項の改訂
 - 瑕疵担保条項
 - 中途終了の場合の報酬請求権
 - 再委託

※最少催行人数に満たない場合、開催中止となる場合がございます。

裏面もご覧下さい! 一枚のパンフレットで
2種類のセミナーをご案内しております。